

（四）再録して表するものとする

第十二條 本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

第十三條 本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

第十四條 本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

第十五條 本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

第十六條 本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

第十七條 本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

第十八條 本會は、本會の業務の進捗を調査し、その結果を報告し、必要の措置を講ずるものとする

第八條 賛助會員は事業説明並に帳簿、書類の提出及報告を要求する事を得

第九條 本會に左の役員を置く

會長一名 主事一名 會計一名 幹事若干名 委員若干名

各役員の任期は一年とす、但し再選を妨げず

第十條 會長は大會に於て選出す

第十一條 主事は委員中より互選し會務を統理す

第十二條 會計、幹事は主事之を任命す

第十三條 幹事は會務を補佐す

第十四條 委員は大會に於て選出し本會の重要事項を審議す

第十五條 本會に顧問若干名を置く

顧問は委員會の推薦に依る

顧問は本會の事業計畫に就き諮問に答へ又は意見を開陳するものとす